

## どの位のマイクロプロセッサが「1つのマイクロプロセッサ」？

筆者：キャスリン・オールカウリ (Kathryn Al-khouri) &

渡辺裕一 (Yuichi Watanabe, 弊所パートナー)

クレームに記載の不定冠詞“a”や“an”が解釈されるべきでしょうか。それらの不定冠詞は、「1つ」 (“one”)、又は「1つ又は複数」 (“one or more”) を意味すると解釈されるべきでしょうか。例えば、クレームに、“a microprocessor”が記載され、その後ろに当該マイクロプロセッサの機能が次いで列挙されている場合、単一のマイクロプロセッサ、それとも、記載された機能の全てを実行する1つ又は複数のプロセッサを必要とするとそのクレームを解釈するべきでしょうか。クレームが複数のマイクロプロセッサをカバーする場合、それらのうちの少なくとも1つが、記載された機能の全てを実行しなければならないということでしょうか。それとも、機能の全てを実行する単一のマイクロプロセッサがなかったとしても、マイクロプロセッサが記載された機能を一括して実行するのであれば十分であるということでしょうか。

米国連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) が、*Salazar v. AT&T Mobility LLC* 事件<sup>1</sup>において上述した問題に対処しました。CAFCは地方裁判所の非侵害判決を支持しました。当該事件の対象特許である Salazar 社の米国特許第 5,802,467 号が無線及び有線通信に関するものです。当該特許クレームは、“a microprocessor for generating . . . , said microprocessor creating . . . , a plurality of parameter sets retrieved by said microprocessor . . . , [and] said microprocessor generating . . . ” (「、、、を生成するためのマイクロプロセッサであって、前記マイクロプロセッサは、、、を作成し、前記マイクロプロセッサによって取得される複数のパラメータセット、、、前記マイクロプロセッサは、、、を生成し、、、」) と記載してい

---

<sup>1</sup> Case No. 2021-2320, 2021-2376 (Fed. Cir. April 5, 2023).

ます。クレーム解釈に関し、Salazar社は、上記限定は、記載された各機能をそれぞれが実行できる1つ又は複数のマイクロプロセッサを必要としていると反論しました。

地方裁判所は、それに反対し、それらの限定が「1つ又は複数のマイクロプロセッサであって、うちの少なくとも1つが前記生成、作成、取得及び生成機能を実行するように構成される」を意味していると解釈しました。地方裁判所は、それらの限定は「前記マイクロプロセッサ」(“said microprocessor”)が必ず実行しなければならない特定の機能をを示しているだけでなく、「前記マイクロプロセッサ」と他の構成要素との間の構造的関係も示していると判断しました。そのように、地方裁判所は、それらの限定は、記載された機能の全てを満たす少なくとも1つのマイクロプロセッサを必要としていると認定しています。

上訴において、CAFCは、冠詞“a”と“said”に対する適切な解釈に重点を置きました。CAFCは、自身の判例に依拠し、“a”は、「クレーム自体の文言、明細書又は出願経過が原則から離脱している」場合を除き、「“comprising”(備える)という移行句(transitional phrase)を含む非限定的(open-ended)クレームにおいて、1つ又は複数」を意味するという原則を説明しました。更に、“said”は、「先にクレームされた用語への参照」を表しており、「複数形の原則を変えるものではないが、単に非単数の意味を再度呼び出すものである」と説明されました。言い換えれば、裁判所は、“a”は、こうでない場合を除き、「1つ又は複数」を意味すると言っています。法律の概念でいうブライトラインルール(bright line rule)のような明確な規則はありません。

例えば、CAFCは、*In re Varma* 事件<sup>2</sup>において、“a statistical analysis request corresponding to two or more selected investments”(「2つ又はそれ以上の選択された投資に対応する統計分析リクエスト」)という限定を、「前記2つ又はそれ以

---

<sup>2</sup> 816 F. 3d 1352 (Fed. Cir. 2016).

上の選択された投資に対応する少なくとも1つのリクエストを必要としている」と解釈しました。これは、リクエスト (“a request”) が「2つ又はそれ以上の選択された投資に対応する」単数の用語であり、用語“a”はその次の文言によって要求されている内容を否定することができないからです。同様に、「転がることと棒を拾うことができる犬 (“a dog”) を飼っている犬の飼い主 [の場合]、その飼い主が2匹の犬を飼っていて、それぞれの犬が上述した芸のうちの1つのみができるというだけでは十分ではありません」。結果として、このリクエストの数や種類に関係なく、クレームは、少なくとも2つの投資に対応する少なくとも1つのリクエストを必要とすることとなります。

その判例に基づき、CAFCは、「“a microprocessor”が必ずしも単一のマイクロプロセッサを必要とするものではないが、“said microprocessor”を参照しているその次の限定は、記載された機能の全てを一括して実行する1つ又は複数のマイクロプロセッサではなく、記載された各機能を実行する少なくとも1つのマイクロプロセッサを必要としている」という地方裁判所の判決に同意しました。

不定冠詞“a”が「1つ又は複数」を意味するという地方裁判所の解釈について言い及び、Salazar社は、「1つ又は複数」という用語は、「前記マイクロプロセッサ」 (“said microprocessor”) の後述された機能を参照する場合に「前記1つ又は複数のうちの何れか」 (“any one of the one or more”) と理解されるべきであると反論しました。Salazar社の主張は、「前記マイクロプロセッサ」 (“said microprocessor”) という用語が単に非単数の意味を再度呼び出すものであるという認定を根拠としています。Salazar社の主張を考慮せずに、CAFCは、反論を挙げ、限定における用語“said”の使用は、用語“said”の後に続く文言により要求されているものを否定するものではないと再度確認しました。裁判所は、「前記マイクロプロセッサ」 (“said microprocessor”) に続いて記載された「生成、作成、取

得及び生成」機能のうちの1つのみをそれぞれが実行できる複数のマイクロプロセッサを有することは十分ではないと説明しました。

その結果、マイクロプロセッサの数に関係なく、Salazar 社の特許に使用された“a microprocessor”及び“said microprocessor”のクレーム文言は、記載された各機能を実行できる少なくとも1つのマイクロプロセッサを必要としていることとなります。従って、少なくとも1つのマイクロプロセッサは、クレーム文言に記載された生成、作成、取得及び生成機能を実行できなければなりません。そのように、CAFC は、地方裁判所の非侵害判決を支持しました。

纏めると、*Salazar v. AT&T Mobility LLC* 事件<sup>1</sup>において、特許所有者 Salazar 社は、当該特許の明細書及びクレーム文言が侵害成立に必要なクレーム解釈をサポートしないので、特許権を成功に行使することができません。本事件の場合、仮にクレーム文言が、複数のマイクロプロセッサが記載された機能を一括して実行する製品をカバーしていれば、記載された機能の全てを実行する単一のマイクロプロセッサがなかったとしても、クレームは Salazar 社に有利なように解釈されていたかもしれません。

例えば、当該特許のドラフティングをする際に、“a microprocessor”を“one or more microprocessors”に置き換え、“said microprocessor”を“any of the one or more microprocessors”に置き換えていたら、それに続いて記載された全ての機能を実行する単一のマイクロプロセッサがなかったとしても、クレーム文言は、それに続いて記載された全ての機能を実行する単一のマイクロプロセッサ、及び、それに続いて記載された全ての機能を一括して実行する複数のマイクロプロセッサの両方をカバーし得ます。

或いは、明細書において、適切な定義が記載されていたら、クレーム文言は、Salazar 社により有利なように解釈されていたかもしれません。例えば、当該特許のドラフティングをする際に、「ここで記載されているように、単一の『マイク

ロプロセッサ』への参照は、記載された全ての機能を個々に又は一括して実行する1つ又は複数のマイクロプロセッサを意味し得る」などの記載を含めたことができます。特許のドラフティングする際に、不定冠詞“a”及び“an”を使用する場合、特にその後ろに機能を列挙するのであれば、“a”及び“an”が「1つ」又は「1つ又は複数」を意味するかに関する適切な定義を明細書に記載しておくことが賢明です。